|  |
| --- |
| 規　　　　　約 |

　（平成27年3月8日改正）

千葉市少年軟式野球協会

千葉市少年軟式野球協会　規約

1. 総　則

（名称及び事務所）

第１条　本協会の名称は、千葉市少年軟式野球協会（以下「協会」という）と称する。

２　本協会の事務所は、千葉市内の協会会長（以下「会長」という）宅に置く。

（目　的）

第２条

　協会の目的は、次の各号のとおりとする。

　　⑴　千葉市各区少年軟式野球連盟（以下「区連」という）の事業目的を尊重し、その事業活動を支えながら、少年野球の正しい普及と振興を図り、少年野球をとおして、礼節と公徳心を養うこと。

　　⑵　千葉市の地域社会におけるスポーツ事業発展に貢献し、かつ、学童の体位向上と健全なる心身の育成に寄与すること。

（機　構）

第３条

　協会は、千葉市に所在する中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各区連で構成し、各区連を統括する機構組織である。

（事業内容及び事業年度）

第４条

　協会の目的を達成するために、千葉市との互恵関係を図り、次の各号の事業活動を行う。事業年度は、毎年1月１日から12月31日までとする。

1. 少年野球をとおして、団体行動の規律と公衆道徳を養い生活態度の適切

な指導を図る。

(2)　少年野球をとおして、学童のリーダーの養成と研修を図る。

(3)　少年野球をとおして、指導者の育成を図り、地域社会スポーツ振興に貢献

する。

(4) 各種野球大会の開催をとおして、学童野球の普及発展と技術の向上、野球

ルールの習得を図る。

(5)　各種野球大会の開催をとおして、区連と相互協調し、企画、実施、運営、講習、指導、助成及び親睦を図る。

(6)　各種野球大会は、原則として、日本野球連盟公認野球規則に基づき行う。

　　　　ただし、大会運営上補えない規則は、協会の「大会運営規定」による。

(7)　その他、協会の目的を達成するために、必要な事業を行う。

－1－

第二章　会員及び組織

（会員の構成）

第５条

　協会の会員は、区連加盟傘下の会員団体（以下「会員」という）で構成する。

（会員の新規加入、合併統合、脱会、除名、休部及び解散等）

第６条

会員の新規加入等は、次の各号による。

　　⑴　新規加入は、区連の傘下に登録した旨を区連会長から会長へ届出書（様式１）を提出したときから、加入したものと認める。

⑵　新規加入会員は、直ちに協会に対して年会費等を納入する。

　　⑶　会員同士の合併統合は、区連会長から会長へ届出書（様式２）の提出があったときから、これを認める。

⑷　会員の退会、除名及び解散等は、区連が退会、除名及び解散を認め、区連会長から会長へ届出書（様式３）を提出したときから、これを認める。

ただし、協会に納入した年会費等は返却しない。

⑸　会員で選手が集まらず、野球等の事業活動ができなく休部する場合には、区連会長から会長へ届出書（様式４）の提出したときから、これを認める。

⑹　上記⑴～⑸に関しては、速やかに常任理事会又は理事会で報告するものとする。

（団体の加盟等）

第７条

　本協会は、次の各号のとおり、団体に加盟し、かつ、加入することができる。

　　⑴　千葉市スポーツ振興課のもとに、千葉市少年スポーツ連盟に加盟する。

⑵　その他、関係諸団体に加盟することができる。

これら関係諸団体の加盟・退会は理事会で決議し、総会で議決する。

第三章　役員

（役員の資格）

第８条

　協会の役員（以下「役員」という。）は、原則として区連の推薦による会員の構成員であること。

（役員）

第９条

　会長以下役員は、前条の有資格者で、かつ、総会で議決承認された者とする。

－2－

（役員の職務）

第10条

　役員の職務に関する事項の細目取扱は、千葉市少年軟式野球協会役員会細則（以下「役員会細則」という）で別に定める。

第四章　運営の組織と会務

（協会運営の組織と会務）

第11条

　本協会の事業運営組織は、次の各号の総会及び役員会等を設置し運営する。

　⑴　総会

　　本協会の事業運営全般にわたる総意を決議する最高議決機関とする。

⑵　役員会

役員会に関する細目取扱は、役員会細則で別に定める。

　　⑶　事務局

事務局に関する細目取扱は、役員会細則で別に定める。

第五章　役員の事務引継

（事務引継）

第12条

　役員が改選などで交代する場合は、文書等で事務引継を行う。

第六章　総　会

（総　会）

第13条

　総会は、次の各号のとおり運営する。

　　(1)　定時総会は、毎年事業年度終了後の翌日から3ヶ月以内に、会長が千葉市内に招集する。

(2)　臨時総会は、常任理事会又は理事会が必要と認めたとき、若しくは３分の１以上の会員から開催の請求があったとき、会長が千葉市内に招集する。

(3)　構成員は、会員代表者、役員及び監事で構成する。

　　(4)　構成員の３分の２以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数以上をもって議決する。

(5)　開催準備は、「役員会細則」で別に定める。

－3－

(6)　議決権を有する者は、会員代表者及び役員とする。

　　　　ただし、会員代表者と役員を兼任する場合は、議決権は二票となるが、役員が所属する会員の中から代理人の出席を認め（委任状を議長に提出）、代理人へ議決権を与える。

（決議事項）

第14条

　次の各号は、総会で審議し議決する。

⑴　機構組織の変更改正に関する事項

⑵　規約の改廃に関する事項

⑶　事業計画及び事業報告に関する事項

　　⑷　予算及び決算報告並びに監査報告に関する事項

　　⑸　役員会の組織及び役員選出に関する事項

　　⑹　関係諸団体への加盟、退会等に関する事項

　　⑺　その他、協会の重要事項

（議　長）

第15条

　総会の議長は、会長が務める。会長が差し支えあるときは、あらかじめ「役員会細則」で定めた順序により、他の役員が議長を務め総会を円滑に運営する。

　ただし、総会の開催に際して、議長就任までの司会進行は事務局長が務め、総会成立の要件確認と報告を行い、速やかに議長に総会の運営を委ねる。

（役　職）

第16条

　議長は、総会を円滑に運営するため、副議長及び書記を若干名指名することができる。

（議事録）

第17条

　総会の記録は、書記が作成する。

　２　作成した議事録には、議長及び総会で選任された議事録署名人２名以上が署名・押印して、事務局がこれを保管する。

第七章　事業活動

（事業活動）

第18条

　事業活動に関する事項は、毎年度の総会において「事業計画及び事業報告に関する事項」で定める。

－4－

第八章　会　計

（会費等）

第19条

本会の運営費用は、次の各号の収入を以ってこれに充てる。

⑴　年会費

⑵　臨時会費

⑶　各種補助金

　　⑷　広告宣伝の事業収入

　　⑸　寄付金等

　　⑹　その他

（会計年度）

第20条

　原則として、第４条の事業年度と同一とする。

（会計年度報告と承認）

第21条

　予算及び年度決算は、監事会の会計監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に付議し、議決をもって承認する。

（暫定予算及び予算の追加・更正）

第21条の１

前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

３　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の承認を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

第九章　表彰規定

（表　彰）

第22条

表彰規定は、別にこれを定める。

－5－

第十章　慶弔規定

（慶　弔）

第23条

　慶弔規定は、別にこれを定める。

第十一章　大会運営規定

（大会運営）

第24条

別途、大会運営規定を定める。

（付　則）

　本規約の管理は事務局が所管する。

昭和52年9月10日 制定

昭和55年2月22日 一部改定

　昭和57年4月17日 一部改定

平成 9 年3月16日 全面改定

　平成17年1月 9日 一部改定

　平成27年3月 8日 一部改定

－6－

千葉市少年軟式野球協会　役員会細則

第一章　総　則

（目　的）

第１条

　この細則は、千葉市少年軟式野球協会（以下「協会」という）の役員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二章　役員会の機構

（役員会の機構）

第２条

　役員会の機構は、別紙のとおりとする。

（役員構成と定員）

第３条

役員構成と定員は、別紙のとおりとする。

第三章　役員の選任（選出）

（役員の選任）

第４条

　協会役員の選任方法は常任理事及び理事の中から選任し、次の各号のとおりとする。

⑴　会　長

　　　　　区連の会長の中から互選し、総会において選任する。

　　⑵　理事長

　　　　　区連の会長の中から互選し、総会において選任する。

⑶　副会長

　　　　　区連の会長もしくは、区連会長の推薦者から互選し、総会において選任する。

⑷　常任理事

　　　　　区連会長、区連事務局長及び会長推薦者（「特命常任理事」という）が就任し、総会において選任する。

⑸　理　事

区連の役員及び会長推薦者（「特命理事」という）が就任し、総会において選任する。

⑹　大会委員長

副会長の中から互選し、総会において選任する。

－7－

⑺　審判部長

　　　区連審判部長若しくは常任理事の中から互選する。

ただし、場合によっては、理事の中から互選し、総会において選任することを妨げない。

⑻　審判副部長

区連審判部長及びそれに準ずるものが就任し、理事として総会において選任する。

⑼　監事

会員の成人構成員から推薦し、総会において選任する。内１名を代表監事とする。

　 ⑽ 監事以外の役員の兼任を認める。

　 ⑾　千葉県少年野球連盟、千葉市スポーツ連盟及び千葉市野球協会の派遣人選

は、会長が推挙し、選任する。

　　第四章　役員の任期

（役員の任期）

第５条

　役員の任期は、次のとおりとする。

　　⑴　会長及び役員の任期は、１期２年間とする。ただし、再選は妨げないが、会長の任期は3期を限度とする。

　　⑵　任期内に前任者が辞任した場合、後任者の任期は前任者の残存任期期間とする。

第五章　役員会

（役員会）

第６条

役員会とは、次の各号の会をいう。

1. 常任理事会　　　常任理事で構成する。

⑵　理事会　　　　　常任理事及び理事で構成する。

⑶　監事会　　　　　代表監事及び監事で構成する。

（役員会の開催）

第７条

　役員会は、原則として定期的に開催する。

　ただし、必要あるときは、臨時役員会を開催することができる。

－8－

　第六章　役員会の議事録

（会議の議事録及び議事録署名人）

第８条

　役員会に関わる議事録の確認及び署名は、次の者とする。

　　⑴　議事録には、議長及び役員会に出席した事務局長が署名する。

　　⑵　議事録は、事務局長が保管する。

第七章　役員会の会務

（役員会の招集者及び議長）

第９条

　役員会の招集等は、次の各号の手順よる。

⑴　各役員会は、各役員会の長が招集し、その会議の議長を務める。

⑵　各議長は、各役員会を招集した旨を事務局長に連絡する。

⑶　各議長が支障をきたして、各役員会を招集できないときは、副議長や議長代行者が招集して議長を務める。

（役員会の会務）

第10条

　役員会の会務は、次の各号のとおりとする。

⑴　常任理事会

ア　総会及び理事会の信任を受けて、事業運営全般を管理し、執行を図る機関

イ　総会準備委員会を設け、総会準備を図る機関

⑵　理事会

総会の信任を受けて、役員の総意を円滑に事業全般に亘って反映させ、協会運営を統理する意思・決定機関

⑶　監事会

ア　事業執行の状況及び会計状況の監査を行い、その結果を総会、理事会及び

常任理事会に報告する監理機関

 イ　必要に応じて、各役員会に出席し、諮問・勧告する機関

（部会の設置及び会務）

第11条

理事会のもとに部会を設置する。

－9－

２　会務は、次のとおりとする。

⑴　財務・渉外部会　　財務、財産管理事項及び関係友誼団体、官公庁等の対外折衝事項等の全般を主宰

⑵　規約部会　　　　　規約、規律事項等を主宰

⑶　大会運営部会　　　大会運営全般と大会統括を主宰

⑷　審判部会　　　　 大会運営補助、試合審判及び会員の審判技術の向上を主宰

第八章　役員の職務

（役員の職務）

第12条

役員の職務は、次の各号のとおりとする。

⑴　会長は、協会全般の事業運営管理を管掌する。

⑵　理事長は会長を補佐し、会長が差し支えあるとき、これを代行することができる。

⑶　理事長は、役員会を主宰し、かつ、議長を務め、事務局を所管する。

⑷　副会長は、次の各部会を管掌し、所管する。

　ア　財務・渉外部会

　イ　規約部会

　ウ　大会運営部会（大会委員長）

　エ　審判部会

⑸　監事は、次の職務を行う。

ア　協会全般の事業運営管理を監査、指導し、問題がある場合には各会議に出席し具申、勧告する。

イ　事務局長からの諮問・付託事項及び懸案事項等を審議し、その結果を報告若しくは勧告する。

（事務局の設置及び職務）

第13条

常任理事会のもとに事務局を置く。

２　事務局には、事務局長、事務局次長、会計部長、総務部長、管理部長を置く。

３　前項の事務局次長及び部長のもとに大会、広報、会計・総務、管理及び特命の各担当を置く。

４　各役職及び各担当の職務は、次のとおりとする。

(1)　事務局長は、事務局を統括する。

(2)　事務局次長は、事務局長を補佐し、大会担当及び広報担当を統括する。

(3)　大会担当

－10－

ア　各種大会の運営、試合球場の手配、確保、試合球の手配

イ 開・閉会式の企画と受付、会場設営、司会・式典進行等

ウ　大会の球場責任者の割振り、大会旗等の手配・掲揚、駐車場の手配

エ　各種大会の試合記録、大会期間中の連絡等全般、救急護等の手配

(4)　広報担当

ア　大会プログラムの準備と作成、印刷手配、音楽隊の手配等

イ　全試合記録管理、試合結果の広報、準決勝以上のスコアブックの作成

イ　各種大会の招待者窓口連絡、接待

ウ　開・閉会式の招待者等名簿作成と招待状の発送

　　　エ　大会期間中の試合結果の各報道機関への連絡

　　　オ　協会ホームページの運営

(5)　会計担当

ア　会計等全般

イ 各種大会の予算と会計

ウ　優勝旗、優勝カップ、表彰状、賞品の管理手配、

エ　プログラムの広告募集、原稿取り纏めと集金等

　　(6)　総務担当

ア　総会準備（総会準備委員会を担当）、各会議及び式典・納会等の連絡調整

イ　協会の事務処理、大会期間中の食事の手配等庶務全般事項

ウ　事故安全対策、スポーツ医療対策

(7)　管理担当

ア　協会の会議議事録作成及び保存

イ　優勝旗等の備品及び財産等の管理

　　(8)　特命担当

　　　会長又は理事長からの特命事項を担当する。

第九章　相談役及び参与

（相談役及び参与の任命）

第14条

　会長は、常任理事会又は理事会の承認により相談役及び参与を任命することができる。

１　相談役

　　　協会役員を退任し引退する次の者は、２期４年間相談役に任命することができる。

⑴　正副会長を歴任した者

⑵　永年に亘り協会の役員を歴任し、その功績が顕著であると認めた者

－11－

２　参　与

⑴　相談役辞任後、２期４年間参与に任命することができる。

⑵　永年に亘り協会の役員を歴任し、引退する者でその功績が顕著であると認めた者を

２期４年間を限度とし、参与に任命することができる。

第十章　顧　問

（顧問の任命）

第15条

　協会関係者以外で協会に対する貢献が顕著であると認められた者で、常任理事会の推薦を受けて、理事会で承認した者を顧問とすることができる。

（付　則）

　本規則の管理は事務局が所管する。

　平成9年3月16日 制定

　平成17年1月9日 一部改定

平成27年3月8日 一部改定

－12－

第２条　別紙　役員会の機構

監 事 会

財務・渉外部会

規約部会

総　会

理 事 会

大会運営部会

審判部会

大会運営本部(大会委員長）

(大会委員長)

常任理事会

 事務局長

事務局次長

大会担当

事務局

事務局次長

広報担当

会計部長

会計担当

総務部長

総務担当

管理部長

管理担当

特命担当

－13－

第３条　別紙　役員構成と定員

（役員構成）

|  |  |
| --- | --- |
| 役　　　職 | 担 当 役 務 |
| 常任理事 | 会　　　　長大会委員長会　　　長 |  |
| 副会長 | 理事長 | 会長代行及び事務局担当

|  |
| --- |
|  |

長代理 |
|  | 財務･渉外部会担当担当 |
|  | 規約部会担当 |
|  | 大会運営部会担当（大会委員長） |
|  | 審判部会担当 |
| 事務局 | 事務局長 |  |
| 事務局次長 | 大会担当 |
| 事務局次長 | 広報担当 |
| 会計部長 | 会計担当 |
| 総務部長 | 総務担当 |
| 管理部長 | 管理担当 |
| 特命常任理事 | 特命事項担当 |
| 理事 | 各区指名理事 | 財務･渉外担当 |
| 規約担当 |
| 大会担当 |
| 審判部担当 |
| 特命理事 | 特命事項担当 |
| 監　　　事 | 代表監事 |  |
| 監事 |  |

（役員定員）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 常任理事 | 18名以内 | 会長･各区連会長･各区連事務局長及び会長推薦者。 |
| 理　　事 | 40名以内 | 各区連　5名・会長推薦　若干名 |
| 監　　事 | 3名 | 代表監事　1名・監事　2名 |

－14－

表　彰　規　定

　本規定は「規約」第22条に基づき制定する。

（表　彰）

第1条

　次の事項に該当する会員は、表彰資格候補者として推薦し、理事会での承認の上、

　各種野球大会の開会式又は記念式典の席上、表彰（部内者には表彰状、部外者には感謝状を贈る）することができる。

　１　会員又は協会関係者が国、地方公共団体及び外国から叙勲又は表彰された者は、本規定の他「慶弔規定」で定める祝金規定に準じて処遇する。

　２　協会発展のために顕著に貢献したと認められる者

　３　協会発展のために永年に亘り支援したと認められる者

４　会員で次の事項に該当する者は、「春季及び秋季中央大会」の席上表彰する

ことができる。

　　⑴　協会役員を５年以上務め協会発展のために尽力し、貢献したと認められる

　　　　者

　　⑵　原則として区連において、10年以上活躍され協会の発展のために尽力

し、貢献したと認められ区連が推薦した者

　５　会員で次の事項に該当する者は、千葉市少年スポーツ連盟「秋季中央大会」

　　　の表彰候補者として、千葉市少年スポーツ連盟に推薦することができる。

　　⑴　協会役員を５年以上務め協会発展のために尽力し、貢献したと認められる

　　　　者

⑵　原則として区連において、10年以上活躍され協会の発展のために尽力

　　し、貢献したと認められ区連が推薦した者

　６　その他、協会が特に認めた者

（付　則）

　本規定の管理は、事務局が所管する。

－15－

慶　弔　規　定

本規定は「規約」第23条に基づき制定する・

（慶弔金）

第１条

　協会は、下記「別表」の通り慶弔金を協会長名で贈ることができる。

「別　表」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当者／該当慶弔金 | 病気見舞 | 祝金 | 弔慰金 |
| （協　会　役　員）本　　　　　人 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 　本人の実親 | ― | ― | 5,000 |
| 　本人の配偶者 | 5,000 | ― | 5,000 |
|  会員の代表者又はそれに準ずる者 | ― | 5,000 | 5,000 |
| 団体／区連創立記念式典 | ― | 5,000 | ― |
| 上部／友誼団体の役員、協会相談役、顧問、球友 | ― | 5,000 | 5,000 |
| 協会からの表彰お祝い金 | ― | 5,000相当の祝い品 | ― |

（特　例）

第２条

　前条以外の特例事情がある場合には、常任理事会の承認で決めることができる。

（付　則）

　本規定の管理は事務局が所管する。

平成9年3月16日 制定

平成27年3月8日 一部改定

－16－

様式第１

新 規 加 盟 届 出 書

千葉市少年軟式野球協会

会長　○　○　○　○　殿

平成 　　 年 　 月 日

 千葉市　○　○　区少年軟式野球連盟

 会長 ○　○　○　○　印

平成　　年　　月　　日付けをもって、下記の○○○は千葉市○　○　区少年軟式野球連盟へ加盟登録を致しましたので、ご報告いたします。

 記

　　　　　　　　　クラブ名　：　○○○

　　　　　　　　　代表者　　：　○○○　印

加盟登録後は、千葉市少年軟式野球協会の規約他を順守いたします。

－17－

様式第２

合 併・統 合 届 出 書

千葉市少年軟式野球協会

会長　○　○　○　○　殿

平成 　　 年 　 月 日

 千葉市　○　○　区少年軟式野球連盟

 会長 ○　○　○　○　印

平成　　年　　月　　日付けをもって、千葉市○　○　区少年軟式野球連盟所属チームが

下記の通り合併・統合致しましたことをご報告致します。

 記

１．新クラブ名　：　○○○

　　代表者　　　：　○○○　印

２．旧クラブ名　：　○○○

　　代表者　　　：　○○○　印

旧クラブ名　：　○○○

　　代表者　　　：　○○○　印

様式第３

脱会・除名・解散　届 出 書

千葉市少年軟式野球協会

会長　○　○　○　○　殿

平成 　　 年 　 月 日

 千葉市　○　○　区少年軟式野球連盟

 会長 ○　○　○　○　印

平成　　年　　月　　日付けをもって、下記○○○○は千葉市○○○少年軟式野球連盟の登録を抹消致しましたので、ご報告致します。

 記

１．登録の抹消理由

脱会・除名・解散・その他（理由：　○○○　　　）

２．クラブ名　　：　○○○

　　代表者　　　：　○○○　印

－20－

様式第４

休 部 届 出 書

千葉市少年軟式野球協会

会長　○　○　○　○　殿

 平成 　　 年 　 月 日

 千葉市　○　○　区少年軟式野球連盟

 会長 ○　○　○　○　印

平成　　年　　月　　日付けをもって、○○○○は下記の理由により休部したことを

ご報告致します。

 記

１．クラブ名　：　○○○

　　代表者　　：　○○○　印

２．休部理由　：

－20－